## 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律 施行に伴う文化財保護法の一部改正について

平成一三年五月三一日 各都道府県教育委員会教育長あて 文化庁次長通知

の一部が改正され、平成十三年五月十八日に施行されました。 おり、文化財保護法 七十三号)」が平成十二年五月十九日に公布され、同法により、 市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律 (昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。) (平成十二年法律第 別添のと

ださるようお願いいたします。 ついては、 法施行に伴う文化財保護事務について、 遺漏なく処理してく

理が図られますようご配慮願います。 市町村の教育委員会に対し、 周知を図るとともに、 適切な事務処

## 記

## 1 法改正 の内容

風致地区又は伝統的建造物群保存地区 を行うこととされており、 都市計画区域を措定することができることとしている。 全に支障が生じるおそれがあると認められる区域について、 相当数の住居その他の建築物の建築又はその敷地の造成が現に行われ、 定めることができるとしている。(都市計画法第八条第二項 高度地域 五条の二第 又は行われると見込まれる一定の区域で、土地利用を整序することな 今回の都市計画法の改正においては、 そのまま放置すれば、 (建築物の高さの最高限度を定めるものに限る。)、美観地 一項)さらに、 用途地域、 準都市計画区域内では市町村が都市計 将来における都市としての整備、 特別用途地域、 (以下「保存地区」という。) を 都市計画区域外の区域のうち、 特定用途制限地域、 (都市計画法第 市 開発及び保 町村が準

都 そのため、 市 計画区域内の都市 法においても、 計画に保存地区を定めることができることと 都市計画区域内における保存地区と同

> した。 (法第八十三条の三第一項

画

出の手続きを行うことから、 第八十三条の三第三項 該都道府県教育委員会の意見を聴かなければならないこととした。 協議・同意の手続きに代えて、 区域内における都市計画決定にあたって必要となる都 また、準都市計画区域における都市計画決定にあたっては、 当該手続きにあたっては、 都道府県知事の意見の聴取・意見の申 あらかじめ、 :道府 県 都市 知事 注 当 0)

## 留意事項

(1)

- 市計画区域又は準都市計画区域」と読み替えるものとする。)を参考 建第百九十二号)の通知 物群保存地区制度の実施について」 化庁からの「文化財保護法の一部を改正する法律等の施行について」 計画区域における保存地区の決定等の手続と同様であり、 に手続に遺漏のないようにされたいこと。 (昭和五十年九月三十日付け庁保管第百九十一号)及び「伝統的建造 準都市計画区域における保存地区の決定等の手続については、 (通知中、 (昭和五十年九月三十日付け庁保 「都市計画区域」とあるのは 従来の文
- 第八十三条の三第四項の規定に基づき、文化庁長官への報告が必要と 市計画区域内の都市計画で新たに保存地区の決定を行う場合には、 なるので遺漏のないようにされたいこと。 既に法第八十三条の三第二項により定めた保存地区について、 準都 法

別添